



埼玉県報

第453号
令和5年(2023年)
10月3日
火曜日

目次

告示

- 特例認定特定非営利活動法人の特例認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書の推奨（青少年課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 埼玉県証紙指定売りさばき人の指定の取消し（出納総務課）
- 警察統合情報通信ネットワークシステム用サーバ等機器の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 情報分析支援端末装置等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 塗装ブースの賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道志木停車場線の供用の開始（朝霞県土整備事務所）
- 建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わる事（川越建築安全センター）

告 示

埼玉県告示第千八十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第六十一条の規定により、特例認定特定非営利活動法人の特例認定が失効したので、同法第六十二条において準用する同法第五十七条第二項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人空飛ぶアヒル

二 代表者の氏名

関根 守男

三 主たる事務所の所在地

埼玉県蓮田市緑町一丁目四番八号

四 失効日

令和五年十月二日

告 示

埼玉県告示第千八十一号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

推奨番号	対象	書名	著者名等	発行所
一六九〇	乳幼児	ぞうさんのおふる	内田麟太郎／さく 村田エミコ／え	童心社
一六九一	乳幼児	わらつてよピッコ	ルイス・スロボドキン／さく こみやゆう／やく	福音館書店
一六九二	乳幼児	ヨルとよる	あさのますみ／作 よしむらめぐ／絵	教育画劇
一六九三	乳幼児	あなのなかから…	さいとうしのぶ／作	あすなろ書房
一六九四	乳幼児	どんぐりころころむし	澤口たまみ／ぶん たしろちさと／え	福音館書店
一六九五	小学校低学年	すずばあちゃんのおくりもの	最上一平／文 黒井健／絵	新日本出版社
一六九六	小学校低学年	ひがたはたからばこ 青いカニみつけた	よしのゆうすけ／写真・文	徳間書店
一六九七	小学校低学年	てんでんきようだい	山田慶太／文 田口麻由／絵	ポプラ社
一六九八	小学校低学年	いい一日ってなあに？	ミーシャ・アーチャー／作 石津ちひろ／訳	BL出版
一六九九	小学校低学年	かみなり	妹尾堅一郎／監修	ポプラ社
一七〇〇	小学校中学年	金色の約束	松本聡美／作 黒須高嶺／絵	国土社
一七〇一	小学校中学年	えんぴつはだまってる	あんずゆき／作 たごもりのりこ／絵	文溪堂
一七〇二	小学校中学年	寓話に生きた人イソップ その人生と13の物語	イアン・レンドラー／文 パメラ・ザガレンスキー／絵 山下愛純／訳	化学同人
一七〇三	小学校中学年	戦争をやめた人たち 1914年のクリスマス休戦	鈴木まもる／文・絵	あすなろ書房
一七〇四	小学校中学年	はじめましてのダンネバード	工藤純子／作 マコカワイ／絵	くもん出版
一七〇五	小学校高学年	ちいさな宇宙の扉のまえで 続・糸子の体重計	いとうみく／作 佐藤真紀子／絵	童心社
一七〇六	小学校高学年	わたしとあなたのものがたり	アドリア・シオドア／文 エリン・K・ロビンソン／絵 さくまゆみこ／訳	光村教育図書
一七〇七	小学校高学年	わたしはスペクトラム	リビー・スコット、レベッカ・ウエストコット／著 梅津かおり／訳	小学館
一七〇八	小学校高学年	和ろうそくは、つなぐ	大西暢夫／著	アリス館
一七〇九	小学校高学年	シリアからきたバレリーナ	キャサリン・ブルートン／作 尾崎愛子／訳 平澤朋子／絵	偕成社

一七一〇	中学校	バンピー	いとうみく／著	静山社
一七一〇	中学校	僕らが学校に行く理由	渋谷敦志／写真・文	ポプラ社
一七一一	中学校	彼の名はウォルター	エミリー・ロッダ／著 さくまゆみこ／訳	あすなる書房
一七一二	中学校	バスを降りたら	眞島めいり／著	PHP研究所
一七一三	中学校	いっしょにいるよ 子どもと裁判に出た犬 フランとハッシュユの物語	涌井学／著 NPO法人子ども支援センターつなぐ／原案	小学館
一七一四	中学校	HAVE PRIDE 生きる！愛する！LGBTQ+の2300年の歴史	ステラ・A・コールドウェル／著 スー・サンダース／アドバイザー 榎田理絵／訳	合同出版
一七一五	高校・青年	あなたの教室	レテイシア・コロンバニ／著 齋藤可津子／訳	早川書房
一七一六	高校・青年	マイスモールランド	川和田恵真／著	講談社
一七一七	高校・青年	金環日蝕	阿部暁子／著	東京創元社
一七一八	高校・青年	ウェルカム・ホーム！	丸山正樹／著	幻冬舎
一七一九	高校・青年			

告 示

埼玉県告示第千八十二号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

鶴ヶ島市大字脚折地内

四 作業期間

令和五年十月三日から令和六年三月二十六日まで

告 示

埼玉県告示第千八十三号

測量計画機関であるときがわ町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

ときがわ町

二 作業種類

公共測量 数値地形図修正（地図レベル二千五百）…五十五・九平方キロメートル

三 作業地域

比企郡ときがわ町全域

四 作業期間

令和五年八月二十四日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千八十四号

測量計画機関である志木市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

志木市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

志木市全域（九・〇五平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年九月一日から令和六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千八十五号

測量計画機関である越生町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

越生町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

越生町全域（四十・三九平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千八十六号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

三芳町全域（十五・三三平方キロメートル）

四 作業期間

令和五年十月一日から令和六年三月六日まで

告 示

埼玉県告示第千八十七号

令和四年埼玉県告示第八百六号で公示した公共測量は、令和五年三月十五日終了した旨測量計画機関である上尾市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千八十八号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（数値地形図データ作成レベル二千五百）

三 作業地域

上尾市内

四 作業期間

令和五年九月十四日から令和六年三月二十九日まで

告 示

埼玉県告示第千八十九号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

上尾市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

上尾市及びその周辺

四 作業期間

令和五年九月二十五日から令和六年三月十五日まで

告 示

埼玉県告示第千九十九号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

東京都千代田区平河町一丁目一番八号 株式会社コスモピア

二 取消年月日

令和五年九月三十日

告 示

埼玉県告示第千九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

1 購入等件名及び数量

警察統合情報通信ネットワークシステム用サーバ等機器の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年8月10日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

50,358,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年6月20日

告 示

埼玉県告示第千九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元裕

- 1 購入等件名及び数量
情報分析支援端末装置等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号
- 5 落札金額
99,244,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年6月20日

告 示

埼玉県告示第千九十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月三日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
塗装ブースの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年8月10日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京センチュリー株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地
- 5 落札金額
34,716,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和5年6月20日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

<p>志木停車場線</p>	<p>路線名</p>
<p>志木市本町五丁目一九九三番一〇地先から同市本町五丁目一九八七番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>令和五年十月三日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>ー ト ル 延 長 一 二 五 ・ 二 〇 メ</p>	<p>備考 平成三十年十一月六日付け埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による意思の表示があったので、次のとおり公告する。

令和五年十月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 金澤 圭 竹

一 建築協定の名称

坂戸宅信会千代田団地建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県富士見市西みずほ台三丁目五番地みずほ台団地五―四―一〇二

若 松 政 敬

埼玉県越谷市赤山町四丁目九番一号A―三〇九 若 松 一 実

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県坂戸市千代田二丁目一番百四十七